

加入条件

加入条件は業種により異なります。

加入できる企業

加入できるのは、次の企業です。ただし、個人企業の場合は、常用従業員数によります。

一般業種（製造・建設業等）

常用従業員数
300人以下

または

資本金・主資金
3億円以下

卸売業

常用従業員数
100人以下

または

資本金・主資金
1億円以下

サービス業

常用従業員数
100人以下

または

資本金・主資金
5千万円以下

小売業

常用従業員数
50人以下

または

資本金・主資金
5千万円以下

常用従業員には、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用される通常の従業員とおおむね同等である者であって、①雇用期間の定めのない者、②雇用期間が2ヶ月を超えて雇用される者を含みます。

加入させる従業員

従業員は原則として全員加入させてください。

ただし、定年などで短期間内に退職することが明らかな従業員、休職期間中の従業員、期間を定めて雇われている従業員等は加入させなくてもよいことになっています。

掛金の選択

従業員の年齢、仕事の経験度、勤続年数などに応じて選択ができます。

掛金月額

毎月の掛金月額は下記の種類からお選びいただけます。

5,000円	6,000円	7,000円	8,000円
9,000円	10,000円	12,000円	14,000円
16,000円	18,000円	20,000円	22,000円
24,000円	26,000円	28,000円	30,000円

短時間労働者の特例掛金月額

短時間労働者（パートタイマー等）の方も加入することができます。通常の従業員より低い掛金月額も用意されていますので、加入しやすくなっています。

2,000円 3,000円 4,000円

※短時間労働者とは、いわゆるパートタイマー等、1週間の所定労働時間が、同じ企業に雇用される通常の従業員より短く、かつ30時間未満である従業員をいいます。

退職金額

退職金は基本退職金と付加退職金の2本建てで、両方を合算したものが受けとる退職金額となります。

退職金

=

基本退職金

掛金月額と納付月数に応じて固定的に定められている金額で、制度全体として予定運用利回りを1.0%として設計し定められた金額です。

+

付加退職金

運用利回りが予定運用利回りを上回った場合、これを基本退職金に上積みするもので、運用収入の状況等に応じて定められる金額です。

(注) 予定運用利回りは、法令の改正により変わることがあります。

①掛金納付月数が1年未満の場合は、退職金は支給されません。1年以上2年未満の場合は掛金相当額を下回る額になります。2年から3年6か月では掛金相当額となります。（これらは長期加入者の退職金を手厚くするためです。）3年7か月（43か月）から掛金相当額を上回る額になります。

②退職金の受給権者は、従業員です。従業員の死亡による退職の場合は、その遺族が受給権者となります。